

第 48 号

平成 28 年 10 月発行

まくべつ

# 農業委員会だより



9 月 1 日「作況調査」

## 紙面あんない

平成 28 年度農業委員会活動方針・活動計画・・・	2 P
台風 10 号に係る農業被害 .....	3 P
農地の許可申請・農地所有者へのお願ひ .....	4 P
農業者年金・年金相談会 .....	5 P
農業委員会活動報告・職員紹介 .....	6 P
農地の贈与について .....	7 P
農業振興公社より .....	8 P

## 編集・発行

幕別町農業委員会  
幕別町本町 130 番地 1

TEL 0155-54-6625

忠類支局

幕別町忠類錦町 439 番地 1

TEL 01558-8-2111

# 平成28年度 農業委員会活動方針・活動計画

## 一 活動方針

本町の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、大規模かつ生産性の高い専門的経営体を主体に、安全・安心な食料の安定供給と地域の環境保全に大きな役割を果たすとともに、本町経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

しかし、一方では、高齢化や後継者不足による農家戸数の減少が深刻化し、また、T P P交渉の大筋合意による輸入農産物との競合への不安、農産物の価格低下などの影響が懸念されるなど、農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

国においては、改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の確立に向けた施策の推進を図ることとするとともに、昨年3月に閣議決定された新たな「食糧・農業・農村基本計画」により農業改革に取り組み、8月には農業委員会・農協・農業生産法人の一体的な見直しを

実施する「農業協同組合法の一部を改正する法律」が成立し、農業委員会制度については公選制から市町村長の任命制への変更、農地利用最適化推進委員の新設など、大幅な改革が行われました。

このような状況を踏まえ、農業委員会の役割、任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

### 【重点事項】

- 1 農業委員は、常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する建議又は要望を行います。

- 4 農業者年金制度の普及を図り、年金の受給のための適切な指導に努めます。
- 5 農業後継者の結婚相談活動に、より力を傾注するとともに関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。
- 6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

## 二 活動計画

- 1 農地の有効利用事業
  - (1) 農地相談の実施
  - (2) 農地転用適正化の実施
  - (3) 農地所有適格法人化への相談・助言
  - (4) 贈与税等の納税猶予制度の申告
- 2 農地調整事業
  - (1) 農地の利用調整事業の推進
  - (2) 認定農業者制度の定着
- 3 担い手育成確保事業
  - (1) 簿記記帳の指導
  - (2) 家族経営協定の推進
- 4 農政及び農業振興

- (1) 関係行政機関への意見提出
- (2) 作況調査の実施
- 5 農業者年金業務の推進
  - (1) 農業者年金制度の普及
  - (2) 経営移譲の指導相談
  - (3) 年金業務の推進
- 6 公益財団法人幕別町農業振興公社との連携
 

農地の利用調整、遊休農地化の未然防止、農業後継者花嫁対策、新規就農希望者の環境整備など連携を緊密にし、各種事業の推進に努めます。
- 7 情報活動の強化
  - (1) 農業委員会だよりの発行
  - (2) 農年協だよりの発行
  - (3) 全国農業新聞の普及拡大
- 8 農業委員・職員研修の実施
  - (1) 研修等の参加及び実施
  - (2) 学習会の実施

## 三 体制の充実

- 1 農業委員会総会等の開催
  - (1) 総会の開催
  - (2) 三役会議の開催
  - (3) 農地部会、農政部会、畜産部会の開催

- 2 農地台帳の整備及び公表
  - (1) 農地台帳の整備
  - (2) 農地台帳の公表

# 台風 10 号に係る農業被害



相川地区

8月30日夜に岩手県に上陸した台風10号は、暴風域を伴ったまま北海道に接近し、上陸はしなかったものの、道内各地に大きな爪あとを残しました。

本町では床上、床下浸水を併せて50戸以上の住宅被害が確認されました。

農作物については、小豆や大豆など豆類で60.6ha、甜菜52.5ha、玉ねぎ33ha、野菜類21.3ha、デントコーン21.1haが冠水や停滞水、倒伏などの被害を受けました。また、農業施設については明渠排水路が63箇所です砂埋塞や法面崩壊が発生するなど、被害は町内全域に及びました。



猿別地区



9月29日に、北海道農業会議岡村会長、乾事務局次長、渡辺調査役が北海道並びに国に対し意見の提出を行うため、相川・猿別地区の被災地視察に訪れました。

農業委員会としても、農業被害に対する支援等について、町へ要望書の提出や、十勝農業委員会連合会を通じて、北海道及び国への要望活動を行う予定です。

## 農地の許可申請

◇農業委員会では、農地の有効利用と優良農地の確保を目指し農業委員会法、農地法等に基づいて、農地の権利移動や農地転用の業務などを行っています。

### 農地法第3条申請

農地を農地として売買、貸借、贈与する場合の許可申請です。

#### ○許可要件

- ・申請する土地を含め、所有する全農地を効率的に利用して耕作を行うと認められること
- ・譲受人やその家族が常時農作業に従事すること
- ・取得後の農地面積が2ha以上となること
- ・申請する農地を譲受人が耕作することにより、周辺の農地利用に影響を与えないこと

#### ○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、許可（不許可）を決定
- ▼許可（不許可）指令書を交付

### 農地法第4条・5条申請

農地を宅地、牛舎、倉庫等農地以外の用地に転用する場合の許可申請です。自分の農地を転用する場合は4条、農地を買って(借りて)転用する場合は5条申請になります。

#### ○許可要件

- ・農業振興地域の「農用地区域内」でないこと
- ・立地基準・転用の確実性が認められること
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

#### ○手続きの流れ

- ▼申請書、必要書類を提出
- ▼書類審査、現地調査の実施
- ▼総会で審議、北海道農業会議へ意見聴取
- ▼北海道農業会議より答申
- ▼許可（不許可）書を交付

#### ○その他

- ・農用地区域内の農地については、事前に農振除外の手続きが必要です。農振除外の手続きは幕別町役場農林課農政係（TEL54-6605）にお問い合わせください。
- ・転用の内容により、必要書類等も異なりますので事前に農業委員会事務局へご相談ください。
- ・周辺農地への被害防除措置が適切に行われていること
- ・一時転用の場合、農地への原状回復が確実と認められること

#### ○罰則

- ・許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画通りに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令や罰金等の適用もあります。

## 各種申請は毎月10日まで

農地法に基づく各種許可申請（農地の売買、賃借権、転用など）や地目の現況証明願いの締切りは、毎月10日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）となっています。

書類を準備のうえ、農業委員会に申請をしてください。申請書の様式は幕別町のホームページからダウンロードできます。

[http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko\\_angyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html](http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_angyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)

### ○農地所有者へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形が分からないうちに荒れてしまいます。

遊休農地（耕作放棄地）は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響をおよぼします。

また、ごみの不法投棄、火災発生の原因になるなど生活環境への悪影響も考えられますので、適正な管理をお願いします。

# 農業者年金の 政策支援加入で 将来の安心を!

～39歳までの皆様へ



## 政策支援

農業者の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります。

国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ① 39歳までに加入
- ② 農業所得が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者等(下表)を満たせば受けられます。

### 保険料の国庫補助対象者と補助額

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	-

※国庫補助額は月額保険料月額2万円で固定に対する補助額(割合)です。  
 ※区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系単属である必要があります。  
 ※35歳未満で加入した者は、35歳から自動的に35歳以上の額に変更されます。  
 ※区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分(国庫補助額が減額になることがあります。)又は通常の保険料への変更が必要です。

- 政策支援を受けられる期間は最長20年間です。(35歳以上の支援は最長で10年間です。)
- 国庫補助を受けている間の保険料は月額2万円(国庫補助額を含む)で固定され、加入者が負担する保険料は、2万円から国庫補助額を差し引いた額になります。
- 国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料(月額2万円～6万7千円の間で千円単位で選べ、変更も自由です。)になります。



## 農業者年金相談会

農業者年金の概要や年金を受給するために必要な手続きなどの説明と、個別の相談会を実施いたします。対象者の方には案内文書を発送いたしますのでご参加ください。

- 日時 12月1日(木)午後1時30分
- 場所 幕別町役場2階2A・B会議室
- 説明 「農業者年金の概要と年金を受給するためには」他  
講師 北海道農業会議 農業者年金相談員 橋本正雄氏
- 対象者 58歳、61歳から64歳の農業者年金加入者

# ◆農業委員会活動報告◆

## 「畜産部会視察研修」

6月3日に、鹿追町環境保全センター、新得町の「友夢牧場」、共働学舎の視察研修を行いました。バイオマスプラントについては、環境改善に資するほか、糞尿処理の手間が省け個体管理に労力をまわす余裕が生まれ、乳牛頭数も増加傾向にある一方、設備が高価な点や売電価格が不安定などの課題や、六次産業化によるチーズの生産・販売について講義を受け、研修を終了しました。

## 「農政部会視察研修」

6月9日・10日の両日、「農家戸数減少対策」をテーマとして、町農林課、農業振興公社とともに視察研修を行いました。栗山町では、新規就農支援や第3者継承の課題、また独自の取り組みとして、離農跡地の廃屋の撤去等に係る経費の一部助成や鹿の防護柵設置に係る助成などについて説明を受けました。

10日には、北海道農業会議幹事務局次長より、農業委員会法改正に伴う農業委員の選出方法や推薦・募集等にかかる留意点について説明を受けました。

## 「農業者年金基金理事長賞受賞」

6月22日、札幌市において開催された第37回北海道農業者年金協議会総会において、平成27年度の農業者年金の加入促進活動に積極的に取り組まれた農業者年金事業受託機関として、幕別町農業委員会が理事長賞を受賞しました。受賞した理事長賞は、女性新規加入者部門（全国第8位）です。表彰式では、谷内会長へ独立行政法人農業者年金基金理事長より賞状・記念品が伝達されました。



## 「小麦刈取り激励」

今年は、雨天により刈り取りが遅れたなか、8月4日に幕別・札内地区、6日に忠類地区の小麦刈取り激励に、谷内会長が飯田町長、芳滝議長とともに参加しました。



## 「農作物作況調査」

9月1日農作物作況調査を行いました。十勝農業改良普及センター東部支所・南部支所の協力の下に、幕別地区の小豆・甜菜・大豆、忠類地区のデントコーン・手亡・馬鈴薯・甜菜の生育状況の説明を受けました。



よろしくお問い合わせいたします

平成28年4月1日付けにて事務局職員の人事異動がありましたのでお知らせします。

農地振興係係長 広田 瑞恵



# 農地の贈与について

贈与を受ける人が農地法上の許可要件を満たすことができるか、また、贈与が行われた場合に、どのような税金がどの位かかってくるのか、そして、贈与者が亡くなったときに問題（遺留分等）が発生しないのか、相続税はどうなるのか等について、詳細にわたって検討することが必要です。

## ▶ 検討項目

- ① 農地を贈与することについて、贈与者・受贈者双方の意思確認ができていのかどうか
- ② 農地を贈与するには、農地法3条に基づく「許可」が必要になるので、その許可要件を満たすことができるかどうか
- ③ 贈与した場合にかかる税負担はどうか（贈与税、登録免許税、不動産取得税）
- ④ 贈与者が亡くなったときに相続税がかかるのか、農地を贈与したことによって、他の相続人との遺産分割上の問題が発生する可能性がないのか
- ⑤ 農地贈与による贈与税や相続税の節税対策をどうするのか

※相続時精算課税の特例、贈与税の納税猶予の特例等についての検討

## ■ 相続時精算課税制度活用のポイント

1. この制度を活用すると、2,500万円まで贈与税がかかりません。2,500万円を超えた部分に対しては、一律20%で贈与税が課税されます。
2. 60歳以上の親から20歳以上の者への贈与で、贈与者の直系卑属である推定相続人または孫であること。
3. 贈与するものは、農地の他、同じ親からの贈与はすべて相続時精算課税の適用を受けることになり、暦年課税（通常の贈与税で、基礎控除年110万円）によって贈与を受けることができなくなります。
4. 贈与者が死亡した時には、贈与された農地と他の相続財産と合算して相続税が課税され、既に支払った贈与税があるときには相続税から控除されます。支払った贈与税の方が相続税よりも多いときには、多い分について還付され、相続税の課税がないときには、既に支払った贈与税は全額返ってきます。

## ■ 贈与税の納税猶予の特例活用のポイント

### 制度の概要

農業を営んでいる親が、農地等の全部を後継者である子に生前一括贈与した場合、贈与者（親）が死亡するまで、贈与税の納税を猶予し、贈与者が死亡した時には、贈与した農地を親から相続によって取得したものとみなし、相続税が課税されるという制度です。

1. 一定の要件を満たす場合、農地等の一括贈与については、とりあえず、贈与税が猶予される。
2. 猶予された贈与税は、贈与者又は受贈者が亡くなったときに免除され、あらためて贈与された農地等を相続財産とみなして相続税の計算を行い、基礎控除額を超えた場合には相続税の申告・納税を行う。
3. 贈与税が免除される前に、農地を売却したり転用したりすると、利子税とともに猶予された贈与税を支払わなければならない。
4. 贈与者・受贈者の要件を満たすことが必要。
5. 特例の対象となる農地であること。
6. 贈与税の申告書に必要書類を添付して、特例を受ける旨記載して税務署に提出する。
7. この特例を受けると、相続時精算課税制度の適用は受けられないこと。

※一部の農地について既に相続時精算課税制度を選択していた場合、残った農地について納税猶予の特例の適用を受けることはできません。

# 幕別町農業振興公社より

## グリーンパートナー対策事業(独身農業後継者配偶者対策事業)

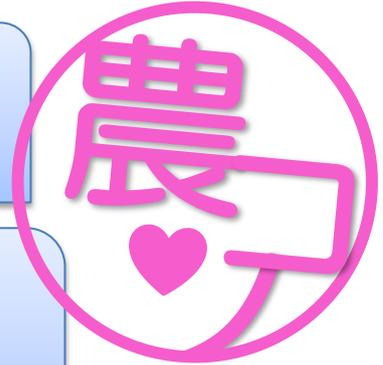
幕別町の独身農業後継者で組織する幕別町クラブアップルが中心となり交流会を企画・開催しています。

### ★ クラブアップル冬季交流会

- ・日 時 平成 28 年 12 月 2 日 (金) 19:00～
- ・内 容 「イン・ザ・スイート」での食事会
- ・募 集 10 名 (20 歳～35 歳の町内独身農業者)

### ★ 農 コ ン

- ・日 時 平成 28 年 12 月 3 日 (土) 18:30～
- ・内 容 「バーラウンジ エル・トーヴァー」でバーの雰囲気を楽しむ交流会
- ・募 集 5 名 (35 歳～49 歳の町内独身農業者)



※日時・内容は予定となりますので、変更がある場合がございます。

- ◇ お問い合わせ 公益財団法人 幕別町農業振興公社  
〒089-0627 中川郡幕別町字新和 162 番地の 128  
TEL.0155-57-2711 FAX.0155-57-2716  
メール [nogyosinkokosya@north.hokkai.net](mailto:nogyosinkokosya@north.hokkai.net)

### ◇ 農業後継者成婚者数の推移

年度	成婚組数	うちグリーンパートナー対策事業による成婚		
		クラブアップル交流会	その他交流会	個別紹介
H24	7	2		
H25	6	1		2
H26	4	2		
H27	10	1	2	1

※グリーンパートナー対策事業では、農業後継者が成婚された場合記念品を贈呈しています。また、担い手専属アドバイザーは、独身農業者を訪問し、結婚相談を行っています。

### 担い手専属アドバイザーの紹介



8月から担い手専属アドバイザーを務めています『脇坂義男』です。前任の高橋俊則アドバイザー同様にフットワーク軽く駆け回りますので、気軽に話しかけてくださいね。

### ◇ 広報委員 ◇

- |       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| ・ 委 員 | ・ 副 委 員 長 | ・ 委 員 長 |
| ・ 員   | ・ 員       | ・ 員     |
| 前 川   | 尾 藤       | 鱒 戸     |
| 厚 司   | 欣 二       | 英 明     |
|       | 茂 喜       | 隆 幸     |
|       | ひ ろ 子     | 浩 志     |
|       |           | 武 夫     |